

新型コロナウイルス感染症で影響を受けた世帯は

国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料

減免

申請できます!

申請手続きの**お忘れ**はございませんか?

受付期限：令和3年3月31日まで

対象となる税（料）

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期にかかる国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料

対象となる世帯^{※1}

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済活動の自粛等により、主たる生計維持者の令和2年2月以降の収入が減少し、納付が困難となった世帯。

新型コロナの影響で
収入が減少した世帯

一部減額
または
全額免除

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の①から③までの要件すべてに該当する世帯。

(介護保険料の減免の場合は、①と③の要件に該当する世帯)

- ①今年の見込み事業収入等（事業、不動産、山林または給与収入）のいずれかの減少額が、前年のその収入の3割以上である。
- ②前年合計所得額が1,000万円以下である。
- ③減少した事業収入等に係る所得以外の前年所得額の合計が400万円以下である。

新型コロナに
り患した世帯

全額免除

主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症に感染し、死亡または重篤な傷病を負った。^{※3}

※1 令和2年度（平成31年1月1日～令和元年12月31日分）の申告をしていること。

※2 この減免における「主たる生計維持者」の定義

【国民健康保険の場合】 国民健康保険の被保険者である世帯主（納税義務者）となります。国民健康保険の被保険者ではない世帯員が減収した場合は、国民健康保険税の減免対象となりません。

【後期高齢者医療保険の場合】 後期高齢者医療保険被保険者及びその世帯の世帯主となります。

【介護保険の場合】 世帯の生計を主として維持していて、保険料減免を受ける被保険者と同一世帯に属している方となります。

※3 新型コロナウイルス感染症の症状が重く、回復までに長期間を要する等により、世帯の経済状況等に与える影響が大きいと認められる場合をいい、具体的には、1か月以上の治療を有すると認められる場合となります。



制度の詳細につきましては、各係までお問合せください。

国民健康保険課 賦課資格係 ☎973-3202

後期高齢者医療係 ☎973-3177

介護長寿課 介護保険料係 ☎973-3208